

病児・病後児保育事業開始のご案内

湯沢町では、お子さんが病気やケガで保育園や小学校を休まなければならないとき、保護者が仕事などの都合で、家庭での保育や看護が難しい場合に、お子さんを専用施設でお預かりする病児・病後児保育事業を開始します。

事業開始 平成27年4月6日（月）から

場 所 湯沢町総合福祉センター3F 病児・病後児保育室「ぽっかぽか」

- ・湯沢町保健医療センターのスタッフ（保育士、看護師）がお子さんをお預かりします。
- ・湯沢町総合福祉センターと湯沢町保健医療センターは廊下で繋がっています。

対象児童 湯沢町に住所があるか、保護者が湯沢町に勤務する児童で、保護者の就労等の都合により家庭での保育等が困難な、生後6ヶ月から小学校3年生までの児童が対象です。

定 員 1日3名まで

利用時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時30分
(祝日および12月29日～1月3日はお休みです)

利用料金 1人、1回 2,000円

前年度住民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は無料

ただし町外の方は一律2,000円



病児・病後児保育を利用するためには事前の登録が必要です。利用を希望される方は、添付の「登録申請書」を役場教育課か町立保育園に提出してください。

お問い合わせ

3月31日 までは 教育課子育て支援班 784-2211

4月 1日 からは 子育て教育部子育て支援課 788-0292